

佐久市いじめから子どもを守る条例（案）に対する意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和5年2月1日（水）から2月14日（火）までの14日間
- (2) 案の公表方法 ア 佐久市議会ホームページへの掲載
 イ 議会事務局、各支所窓口での閲覧
- (3) 意見募集方法 ア 郵送
 イ 電子メール
 ウ ファックス
 エ 直接持参（佐久市議会事務局）

2 意見募集の結果

- (1) 提出された意見 1名 4件
- (2) 提出された意見の概要とそれに対する市議会の考え方 別紙のとおり

佐久市いじめから子どもを守る条例（案）に対して提出された意見と
それに対する市議会の考え方

No.	意見	考え方
1	<p>「いじめから子どもを守る」とは、どういうことか？</p> <p>いじめは悪い、いじめは許されない→誰でも知っている。子どもにも大人にも響かない。</p>	<p>市、教育委員会、学校、保護者、市民及び関係機関等が連携し、市全体でいじめの防止、早期発見等に取り組み、子どもたちを支え、見守ることで。</p>
2	<p>いじめの根絶を謳うのは非現実的と思う。</p> <p>（統計で、加害者経験・被害者経験ある子供はともに7-9割）いじめが存在すること・誰にでも起こっていることを前提で、その環境を改善させる努力を条例に謳って欲しい。</p> <p>例えば、いじめ行為の原因に自己肯定感の低さや、いじめ（格差を付けること）を肯定する環境（大人の差別感）、ストレス、特に強い者から弱い者への圧力や多様性を認めない同調圧力などが挙げられる。またいじめを認識しても放置（傍観）する原因に、主体性の欠如（同調）や思考力、共感力の欠如が挙げられる。</p>	<p>いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりえます。いじめから一人でも多くの子どもを守るために、市全体で、いじめの防止等に取り組むことで環境の改善につながるものと考えます。</p> <p>このことから、本条例において、市、教育委員会、学校、学校の教職員、保護者及び市民の責務や役割を明確にし、連携することで、いじめの防止等に努めてまいります。</p>
3	<p>条例をもっていじめはダメだと押し付ける前に大人が子どもにコミットすべきは、安心感や自己肯定感を育て、多様性や共感力をつける環境づくりや、子ども同士が主体的に対話できる民主主義教育を育てることかと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
4	<p>すでにいじめ防止対策推進法があり、文科省・警察・法務省等にも詳細な対応マニュアルがある。長野県いじめ防止対策推進条例もある中、いじめや対策内容がさらに後退した表現となっている佐久市のこの条例案は不要と思う。</p> <p>それより、上記の「子どもをいじめから守るため」に、まちと市民と一緒に努力することをしっかり書き込んだ方が、説得力があるし、「市」という単位の条例として、より実行・活動につながられるのではないかと。市内でも中込中や野沢中の校長先生がそのような活動を子供達と実践していると評判だが、現場の声が条例の参考にならないか。</p> <p>日頃より、市民の声を沢山吸い上げて議会を通して、まちの人の幸せを支えてくださる議員のみなさま、ありがとうございます。作るとすれば、せっかくですから是非「佐久市らしいキラッと光る条例」を作ってください。</p>	<p>上位条例がある中で、市として条例を制定する理由としましては、条例において、市、教育委員会、学校、保護者、市民の責務を位置付け、市全体で子どもたちを支え、見守りながら、いじめから子どもたちを守るといふ、市の姿勢を明らかにするためです。</p> <p>また、市全体でいじめから子どもを守るため、市、教育委員会、学校、学校の教員、保護及び市民の責務や役割を示しています。</p> <p>なお、条例の作成に当たっては、校長会と意見交換を行い、いただいた意見を参考とさせていただきます。</p>